

**情報通信審議会 情報通信技術分科会  
電波有効利用委員会  
(電波環境分野の在り方検討作業班)**

**報告書 骨子 (案)**

**令和7年6月  
事務局**

# 1. 検討の背景

## (1) 社会環境の変化を踏まえた電波有効利用の在り方

令和7年2月3日、総務大臣から情報通信審議会に対し、

- 我が国は、他の主要先進国に先駆けて**人口減少・少子高齢化に直面**しており、生産年齢人口が減少する中であっても持続的な経済成長を実現するための**生産性の向上に取り組むことが喫緊の課題**である。(略)
  - 携帯電話に代表されるように、電波を使ったシステムやサービスは、すでに国民生活や経済活動に深く浸透しているが、自動運転やスマート農業、遠隔医療など、電波のより一層の活用を徹底して進めることで、**平時・災害時を問わず、国民生活を便利で安全・安心なものにする**とともに、**地域の課題解決や新たな市場の創出を通じた経済成長の源泉**となる可能性を持っている。(略)
  - このため、社会環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、電波の公平かつ能率的な利用を通じて国民生活の利便性向上、地域の課題解決及び持続的経済成長を実現するため、**国が取り組むべき「電波の有効利用の推進の在り方」について包括的に検討**することが必要である。
- との理由から、「**社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方**」(諮問第30号)について諮問。

## (2) 電波環境分野における環境の変化

- 「電波の有効利用の推進」に関して、「電波環境分野」(総務省電波環境課の所掌分野)では、主に次のような取組を実施。
  - 生体電磁環境対策の推進**(電波の安全性等に関する研究、調査や情報発信等)
  - 電子機器からの不要電波による障害の防止の推進**(高周波利用設備の制度運用、CISPR(国際無線障害特別委員会)での国際標準化等)
  - 近接結合型ワイヤレス電力伝送の規律・推進**(技術的条件の検討等)
  - 無線設備等の測定方法・測定技術の高度化**(試験方法の策定等)
- 同分野に関連しては、近年、主に次のような社会環境を踏まえた電波の利用環境の変化が見られるところ。
  - Beyond5G(6G)**を見据えた更なる**高周波数帯の利用拡大**や、デバイスの進化など**新技術の進展**。
  - モバイル機器の増加や無人ロボットの導入等、**高周波利用設備を含む無線機器の利用形態の変化**。
  - EV(電気自動車)**や**AGV(無人搬送車)**等を始めとした無線による**非接触給電ニーズ**や**ユースケースの増加**。

【参考】携帯電話向けの周波数帯

5GHz以下、28GHz(現状)

7GHz、24GHz、40GHz、48GHz、  
70GHzを国際会議で追加特定

## (3) 同分野において優先的に取り組むべき政策課題

- このような環境変化を踏まえ、電波有効利用委員会に設置された「電波環境分野の在り方検討作業班」で**政策課題について審議・検討**した結果、
  - B5G(6G)**といった電波利用の高度化に向けて、**国内外で新たな周波数帯の使用の検討**が進行しており、
  - ICNIRP**(国際非電離放射線防護委員会)では「**今後国際的に取り組むべき高周波研究課題**」を公表したほか、**WHO**(世界保健機関)でも、**近々、電磁界のばく露に関する安全性の基準**である「**環境保健クライテリア(EHC)**」の改定が行われる見込みであり、
  - また、**5Gの導入・普及の際**には、他国において**5Gに関する不正確な情報**(いわゆるデマ情報)等が流れ、基地局への放火や破壊活動が発生する等**社会問題も発生**したほか、我が国でも、総務省の相談窓口**に5Gの安全性に関する多くの問合せ**が寄せられたことなどを踏まえ、特に2030年代頃を見据え、**B5G(6G)の我が国における(安心・安全にも配慮した)円滑な導入**に向けた政策課題として、
    - 「**電波の安全性に関する我が国の研究等の在り方**」と、②「**電波の安全性に関する情報発信・啓発等の在り方**」について、
    - また、近年、**国内外でEV化等が進む中で、WPTのような新たな無線技術のニーズ**等が生まれてきており、**その普及に向けた高周波利用設備制度の在り方や進め方**について、機会を逸することのないよう、**早急な検討の必要性**が高まっているとの認識から、
    - ③「**WPTに関する制度運用の在り方**」の計3つの政策課題について、(諮問にある)令和7年夏頃を目途に優先的に検討。

## (1)電波の安全性に関する我が国の研究等の在り方

- 現在、総務省では2018年に策定した電波の安全性に関する研究のロードマップ(P4参照)を基に、その後の状況等も踏まえながら、研究を実施。ロードマップ策定から約7年が経過し、B5G(6G)に向けた電波利用の高度化等や、ICNIRP等の国際的な組織等の動きを踏まえ、この機会に見直すことが適当。
- これまでも総務省の研究成果はICNIRPのガイドライン改定等に積極的に活用されるとともに、我が国の電波防護指針も当該ガイドラインと整合したものとなるよう運用。また、ICNIRPの指針値策定では、性別・年齢等の人口分布や気温・湿度、服装等の生活環境により電波が人体に与える影響も考慮しており、他国の研究や知見だけによらず、我が国からもICNIRP等における国際的なガイドライン策定に積極的に貢献することが重要。また、政策的観点からも、新帯域・新技術導入の際、国内で電波の安全性に関する基準を決めるに当たって他国の測定結果によらずに検証するためにも、引き続き、我が国で主体的に研究を推進することが適当。

## (2)ロードマップの見直しの主な考え方

- ロードマップにおける研究内容・周波数の分類等の基本的な枠組みについては、以下の考え方と継続性の観点から、基本的に現在の分類を引き継ぐ。⇒P3「A」
  - 研究内容の分類については、電波が人体に与える影響を評価し(リスク評価)、それを元に電波の強度が一定以下となるように管理し(リスク管理)、それらの知見を基に国民にその影響をわかりやすく伝える(リスクコミュニケーション)という考え方は、電波の安全性等の制度を運用し、国民に適切な情報を発信するという観点から、引き続き、適切。
  - 周波数の分類については、携帯電話等を対象としたリスク評価の研究実績の蓄積が進んでいる「高周波」(10MHz-6GHz)と、刺激作用が起こる周波数帯でありWPT等への活用が進む「中間周波」(10kHz-10MHz)、他の周波数帯と比べ研究の蓄積が進んでいない「超高周波」(6GHz-3THz)に分類することは合理的であり、引き続き、適切。

## 【リスク評価】

- 熱作用・刺激作用といった「科学的に確立されている作用」と、発がん性や脳神経系・生殖機能等への影響といった「科学的に確立されていない作用」があり、研究の視点が異なることから、それぞれの分類に応じて追加や見直しを実施。⇒「B」
- 「科学的に確立されている作用」については、ICNIRP等において「今後必要となる研究課題」が整理済みであり、それに基づき、以下のとおり見直し。⇒「C」
  - また、非常に高い周波数であること等から困難性が高く時間がかかり、かつ、今後需要が見込まれる「熱作用の反応閾値」の研究を一部前倒して取り組む。⇒「D」
    - 電波の安全性の指針値をより正確なものとする観点から、単に人体表面の体温の上昇値のみを考慮するだけでなく、①痛覚閾値を踏まえたものにする(⇒痛覚閾値に関する研究)、②深部体温上昇と健康への影響(⇒深部体温上昇と健康への影響に関する研究)、③電波の眼球への影響(⇒眼球の損傷と機能に関する研究)を追加(※周波数特性(刺激作用・熱作用)に応じ、中間周波は①、高周波は①②③、超高周波は②③を実施。ヒト研究を基本としつつ、必要なものは動物研究も実施)。
- 「科学的に確立されていない作用」については、今後のWHOの「環境保健クライテリア」改定等の状況を踏まえ、改めてロードマップを見直しを検討。



## 【リスク管理】

- 指針値について、中間周波、高周波、超高周波それぞれにあった「安全指針値根拠(略)の不確かさ評価」を、以下の考え方から、全周波数に渡る課題として再整理。
  - 安全指針値の設定に当たり、例えば、高精度の測定法が確立していないことや必要な測定データが蓄積されていないことによりこれまで含まれている不確かさを評価することで、より電波の人体への影響を正確に示すことが出来る指針値を得ることに繋げるために、引き続き、必要な研究。⇒「E」
- 適合性評価について、より高帯域の利用を見据え(現状10GHzまでの)「吸収電力密度の測定法」のより高い周波数の研究を追加し、困難性が高く研究に時間がかかり、かつ、今後需要が見込まれる「テラヘルツ波ばく露量標準の確立」の研究を前倒して取り組む。⇒「F」「G」
  - また、非常に手間がかかる従来のばく露評価手法について、IECでの動き等も踏まえ、「AI等を活用した適合性評価方法」の効率化についても取り組む。⇒「H」

## 【リスクコミュニケーション】

- 身の回りの電波の強さの継続的測定と、国民の理解の深化に関する研究を一体的に「電波ばく露レベルモニタリングデータの取得・蓄積・活用」として推進している。国民の関心に応じて対象とする無線システムを必要に応じ検討していくとともに、2030年代頃に開始予定のB5G(6G)を対象として追記。⇒「I」
- 今後ロードマップに基づく研究の実施に当たり、総務省においては、当該研究を適正に実施・運用するため、①具体的な研究の実施に当たってはその時点で内容・期間について精査(必要に応じ分割・見直し等)して実施するとともに、②より幅広い者の研究への参入を促し、③ロードマップも適時に見直しを行うことが重要。
- また、今後も我が国において当分野の研究を適切に実施できるよう、大学、研究機関や企業等を含めた、研究者の育成を促すエコシステム等の構築に向けた努力が重要。

「A」 2025年

2030年

2040年

: 科学的に確立されている作用

: 科学的に確立されていない作用

緑色の「科学的に確立されていない作用」は変更せず、WHOの「環境保健クライテリア」改訂後に検討

ガイドライン確定前に、指針値の見直しの検討状況等を発信

**ICNIRP  
高周波ガイドライン  
改定の見込み  
(2030年代後半目処)**

リスク評価



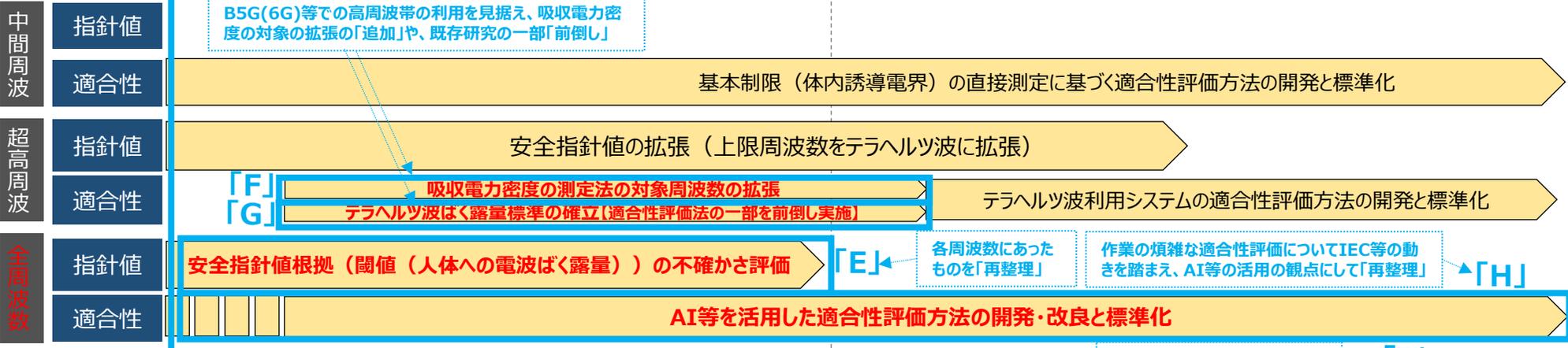
ICNIRPの「今後必要となる研究課題」から帯域に応じた研究を「追加」

「C」

「熱作用」

「D」

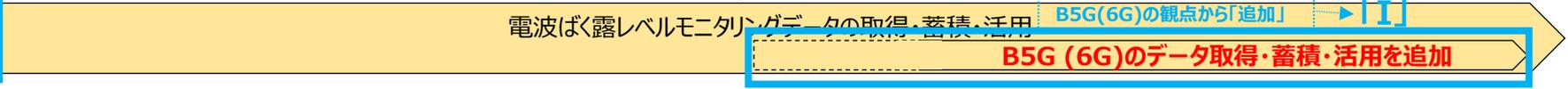
リスク管理



「E」 各周波数にあったものを「再整理」

「H」 作業の煩雑な適合性評価についてIEC等の動きを踏まえ、AI等の活用の観点にして「再整理」

リスクコミュニケーション



当分野は技術の変化が早く、先が見通し難いことから、現時点～2040年の期間について見直す

# 【参考】 総括ロードマップ (今回の見直し対象期間)

分類は基本的に「変更せず」⇨「A」

## 2019年

## 2025年

## 2030年

## 2040年

EHC・ICNIRP(中間周波)への成果入力※

EHC・ICNIRP(高周波・超高周波)への成果入力※

※2040年以降も随時成果を入力

リスク評価	中間周波	疫学
		ヒト
		動物
		細胞
		工学
	高周波	疫学
		動物
		疫学
		ヒト
		動物
超高周波	ヒト	
	動物	
	細胞	

がんを含む疾病との関連についての症例対照研究

刺激作用の閾値の調査、接触電流の調査等について実測とシミュレーション技術を用いた研究

確立されていない作用の評価に必要な研究方法の標準化

第1世代、第2世代携帯電話システム利用者の晩発性疾病に関する研究

NTP研究の確認研究

超高周波の電波ばく露と温熱感覚・痛覚の閾値に関する研究

実環境であり得る環境条件を考慮した電波による眼障害閾値に関する研究

確立されていない作用の評価に必要な研究方法の標準化

標準化手法に基づく中間周波の電波ばく露の影響に関する動物研究

標準化手法に基づく中間周波の電波ばく露の影響に関する細胞研究

「科学的に確立されていない作用」はWHOの「環境保健クライテリア改訂後に検討するため「変更せず」⇨「B」

【注】リスク評価には、ICNIRPの「今後必要となる研究課題」を追加⇨「P3/C」参照

ビッグデータ等を活用した、がんに関する症例対照研究

高周波と超高周波の複合的な電波ばく露の生理応答に関する研究

テラヘルツ波電波ばく露の熱作用に関する研究

引き続き必要であり「変更せず」

標準化手法に基づく超高周波の電波ばく露の影響に関する動物研究

標準化手法に基づく超高周波の電波ばく露の影響に関する細胞研究

リスク管理	中間周波	指針値
		適合性
	高周波	指針値
		適合性
	超高周波	指針値
		適合性

安全指針値定義（平均化領域・平均時間等）の高精度化

WPTの適合性評価方法の改良・標準化

安全指針値定義（平均化領域・平均時間等）の高精度化

マイクロ波WPTの適合性評価方法の開発と標準化

安全指針値定義（平均化領域・平均時間等）の高精度化

5G等の適合性評価方法の開発と標準化

一部を「前倒し」⇨「D」

安全指針値根拠（閾値（人体への電波ばく露量））の不確かさ評価

今後利用される可能性のある電波利用技術（～3THz）の熱作用の反応閾値に関する研究

全周波に「再整理」⇨「E」

基本制限（体内誘導電界）の直接測定に基づく適合性評価方法の開発と標準化

安全指針値根拠（閾値（人体への電波ばく露量））の不確かさ評価

AIで「再整理」⇨「H」

IoT・ウェアラブルヘルスケアデバイスの適合性評価方法の開発と標準化

安全指針値根拠（閾値（人体への電波ばく露量））の不確かさ評価

安全指針値の拡張（上限周波数をテラヘルツ波に拡張）

一部を「前倒し」⇨「G」

引き続き必要であり「変更せず」

テラヘルツ波利用システムの適合性評価方法の開発と標準化

国際規格等を通じて、吊り

リスクコミュニケーション

電波ばく露レベルとデータリンクデータの取得・蓄積・活用

#### (1)これまでの経緯・現状の整理

- 過去、**5Gの導入・普及の際**には、他国においては、5Gに関する**不正確な情報**（いわゆるデマ情報）が**流れ**、基地局への放火や破壊活動が発生する等の**社会問題も発生**。  
また、我が国においても、**総務省の相談窓口**に5Gの安全性に関する**多くの問合せ**が寄せられたことがある。
- 総務省や携帯電話会社、研究機関等の各組織では、**これまでも電波の安全性に関する各種の情報発信・啓発の取組を実施**。  
また、**電磁界情報センター**においては、**電力線からの低周波電磁界の影響を中心に高い周波数の電波の安全性**についても、情報発信・啓発の取組を実施。  
（参考）総務省では、①電波の安全性に関する研究、②ウェブサイトやパンフレットによる情報発信、  
③（電力線による電磁界の影響にも対処するため）経済産業省と共同での説明会、④電波の安全性に関する電話相談窓口の設置を実施。
- 海外では、電波の安全性に関する情報を**ワンストップで調べることができるプラットフォーム**が設置されている例（オランダ）も有り。
- 海外においても国民に適切に理解を得るために**リスクコミュニケーションの取組を実施**されており、**総務省においてもリスクコミュニケーションの研究を実施**。

#### (2)課題と留意点

- 5Gの導入時にあった（上述の）問題・課題を踏まえ、**特に将来（2030年代頃）のB5G（6G）の導入・普及に向けて、安心して利用できるよう情報発信・啓発を適切に進めていく必要**（なお、過去の例や国民の関心からも、**特に携帯電話に関する情報が重要**）。
- ただし、過去のデマや社会問題化の経験等を踏まえ、**単に安全性を強調して発信・周知しても逆に不安を感じる者も出て来るおそれもあることから、これまで科学的に確立している根拠・情報をしっかり踏まえながら、適切な内容や手段を用いた情報発信に留意**すべき。

#### (3)今後の取組の方向性

- 5G導入の際には、他国において、いわゆるデマ情報が社会問題化したことや我が国でも多くの問合せがあったことを踏まえ、**近い将来である2030年代頃のB5G（6G）の導入・普及の本格化に向けて、総務省や携帯電話会社、研究機関等において、まずは情報共有の枠組み（連絡会等）を設け、最新情報や各組織での知見の共有等**を図ることを検討するべき。
- それも踏まえながら、**中立的な組織が十分な対応能力を持てるようにしつつ、それぞれの組織において、これまでの情報発信の内容や発信方法をより良いものにするよう努力**していくべき。
- その際、**情報の受け取り手も意識した効果的な（例えば動画等の）発信方法**について、**可能な範囲で検討**するべき。  
また、科学的な内容を一般国民にわかりやすく伝える専門家である**サイエンスコミュニケーターの知見の活用**も検討するべき。
- さらに、**今後、発信内容や発信方法をより適切**にしていくためにも、総務省の研究で実施しているこれまでの**リスクコミュニケーションの研究における知見を整理し、共有して活用**することで、**対外発信をより効果的なもの**にするべき。

## 4. 検討課題③：WPT（近接結合型ワイヤレス電力伝送）に関する制度運用の在り方(1)

6

### (1)社会環境の変化とWPTの動向

- 近年、脱炭素化への取組みの拡大による**電気自動車（EV）の需要増加**に伴って、特にバスやトラック等の商用向けEVの航続距離の延長やバッテリーの低容量化等を実現する**高出力なEV向けWPTの普及が期待されている**ところ。  
また、**国内の少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少**に対応するため、**製造現場や物流の自動化**が進んでおり、**AGV等の普及が進む**中で、そうした機器の**充電作業の効率化、稼働時間の最適化を実現するWPTへの期待**が増。
- スマートフォンやスマートウォッチ等については、（電子機器向けの15W以下のWPTに関しては民間の国際規格であるQi規格が策定されおり）**今後50W程度まで高出力な装置（※我が国では許可等が必要な高周波利用設備に該当）に対応する可能性**。また、米国発の民間規格（SAE規格）では、**EV向けの11kW級のWPTを規定**。
- このような中、**各国においても近接結合型WPTに関する制度・ガイドライン等の策定が加速**。



- 過去、我が国は**世界に先駆けて近接型WPTの制度化**を行ったが、このような社会環境の変化や国際的な標準化の動きを受けて、**我が国の優位性の確保や普及の機会を逸失することがないよう、規制や推進の在り方の見直しなどの政策的な対応が重要**。

### (2)近接結合型WPTに関する制度的な課題

- 近接結合型WPTは電波法に規定する「高周波利用設備」に該当し、その設置には**個別の「許可」が原則**（※ただし、小電力の設備は許可が不要）であるが、大量生産品などについて「**型式指定**」の**設備・装置として制度化されたもの**については、**一度指定を取得すれば同一の設備について個別の許可が不要**になり、**大量生産品の製造や倉庫・工場等での導入が容易になり、普及の後押し**となる。

#### ① 型式指定の制度化の課題

- 過去、近接結合型WPTについては、**社会のニーズや産業界の検討状況・要望等に応じて、都度、型式指定化の制度改正の検討**を実施。
- 近接結合型WPTは、（電波法の高周波利用設備に該当し、局種等の使用用途が厳密に規定されている無線設備と異なり）多様な環境で利用**されることから、型式指定の検討に当たっては**共用検討や人体への影響評価に関し検討すべき事項が、非常に多岐に渡り煩雑である**といった特徴がある。
- そのため、**過去の「ワイヤレス電力伝送作業班」での技術基準の検討は、参照すべき国際規格や民間規格等の策定状況も不十分**であり（無線通信等との共用、電波防護指針への適合性、漏えい電磁界の許容値・測定法の検討等について）**非常に多岐にわたる項目を議論し、長期間（1.5年～3.5年）を要した**。

このような過去の制度改正の在り方は、以下のような課題が存在。

- **国際規格や民間規格を参照することなく検討することによる検討事項の増大**と、将来的な**国際規格等への不整合**を生じるおそれ。
- 検討が長期化することで、**制度化の時期の見込みが立たずメーカーが事業化のタイミングを逃す**。
- （一定の普及実績等でなく）**机上の市場予測を基にして制度化の検討を開始するため、制度化後も普及が進まない**。

#### ② 個別の許可に関する課題

- 近接結合型WPTは、（型式指定の対象ではなくても）設備・装置ごとに**個別に許可を取ること**も可能だが、**許可の単位や許可ごとの測定等に手間がかかるため、効率化できるものはないか**。

# 4. 検討課題③：WPT（近接結合型ワイヤレス電力伝送）に関する制度運用の在り方(2)

## (3) 制度化に関する課題と対応策

- 多様な環境で利用され技術的検討等に多くの時間や煩雑さを要する近接結合型WPTの特徴や、これまでの型式化の検討に当たっての優先順位や要望側との調整の在り方などの課題について、作業班で検討した結果、各課題（左下参照）に対して、**型式指定化の検討の優先順位や調整の在り方、技術的検討の迅速化、また、個別許可の活用等**について、**それぞれ右下のとりの対応策の通り運用**し、その普及を図ることが適当。
- なお、前述(2)②の個別許可に関する課題は、設置場所で測定した電波強度の環境依存性の問題もあることから、引き続き、慎重に検討する必要。

### 【課題1】

- 型式化についての**技術的検討を迅速に実施**し、かつ、**国際的な不整合を回避**するため、**国際的な標準化・規格化の動向を踏まえた国内の制度化**を行う必要がある。

### 【課題2】

- 制度化までの（調整や技術的検討等の）**時間や調整のコストが多大なことによる事業機会の逸失を避ける**ため、**型式化の検討を行うシステムの優先順位や、調整の在り方を明確**にするとともに、**技術的検討を迅速に実施**する必要がある。

### 【課題3】

- 過去、市場予測を基に型式指定化しているが、**実際には普及が進んでおらず、型式化を検討する上で、より確実な普及見込みがあるものから検討していく**必要がある。

### 【対応策1】 国際規格を活用した型式の指定化

- 電子機器の漏えい電磁界に関する**国際規格であるCISPR規格を国内答申した際は、対象となっているWPTについては、速やかに型式指定化の検討を行う。**
- その際、国際的な周波数利用に対する共用検討や漏えい電磁界の許容値及び測定法等は**CISPRで十分に議論されている**ことから、国内独自の周波数利用との共用検討等に重点を絞り、**短期間での検討を行う。**

### 【対応策2】 普及実績に基づいた国内独自の型式の指定化

- 国内独自のWPTの制度化検討は、十分な普及の実績又は民間規格の策定等の一定程度確実な普及の見込みがある場合**に開始する。
- 無線通信等との共用検討、電波防護指針への適合等の検討は、ワイヤレス電力伝送作業班の開始前に関係者間で事前に十分な検討を行った上で作業班での議論を行う。**
- 同じユースケースに関して複数の型式を指定することは、国内規格の混乱を招くことから、送受電装置の相互運用性の確保を含む方式の整理が重要である。

### 【対応策3】 個別許可の制度の周知

- 近接結合型WPTは、型式の指定の前であっても、個別許可の技術基準を満たし、許可の申請を行うことで設置・販売は可能であり、**個別許可制度の詳細について周知を行うことで製品普及の初期段階における制度活用を推進。**

### (現状)

- 型式化するべきシステムの調整に手間と時間
- 型式化の検討に長期間（1.5～3.5年）必要
- 型式後も普及が進まない

新規のWPT案

### 【対応策1】国際規格を活用した型式の指定化

国際規格の国内答申

ワイヤレス電力伝送作業班での検討  
(最短6か月程度)

国際規格を活用することで検討項目を減らし、型式指定を迅速化

### 【対応策2】普及実績に基づいた国内独自の型式の指定化

事前の検討  
製品の普及

ワイヤレス電力伝送作業班での検討  
(最短6か月程度)

個別許可で普及実績を積んだシステムにつき、事前検討を行い、迅速に型式指定に向けて検討

型式指定

WPTシステムの普及促進

### 【対応策3】個別許可の制度の周知

## (4) 対応策により期待される効果等

- 型式の制度化に当たっての運用の見直しにより、型式指定の検討を迅速化し、**制度化の時期を迅速化・明確化**することで、**メーカーの事業計画の見通しを良くすることにより、事業化や製品の普及を促進**。また、メーカー等による**CISPRでの国際規格化への積極的な取組等が促され、国際基準とも整合の取れた形での我が国のWPTシステムの実用化・利用が増大**することにより、我が国のWPTシステムの普及促進を図る。

## 今後について

- 今回の答申を踏まえ、総務省においては、**特に2030年代のB5G（6G）に向けて、今回改訂した新たな「ロードマップ」に基づき戦略的に生体電磁環境に関する我が国の研究を推進することが適当。**  
その際、研究を適正に実施・運用するため、①**具体的な研究の実施に当たってはその時点で内容・期間について精査して実施するとともに、②より幅広い者の研究への参入を促し、③ロードマップを適時に見直しを行う等の取組を進めていくが重要。**  
なお、ロードマップの見直しについては、**WHOの「環境保健クライテリア」の動きなど、国際的な動向も注視していくべき。**
- また、総務省ほか関係機関においては、**B5G(6G)の導入に向けて、国民の安心・安全な電波利用を確保するため、①各機関による情報・知見の共有の枠組みや、②各機関における効果的な情報発信の方法、③サイエンスコミュニケーターやリスクコミュニケーション研究の知見の活用**といった方策について、引き続き、適切に検討・実施していくことが望まれる。  
さらに、今後も我が国において当分野の研究を適切に実施できるよう、**大学、研究機関や企業等を含めた、研究者の育成を促す努力**が重要。
- **近接結合型WPTの制度運用については、今回の答申を踏まえ、我が国におけるWPTの普及・発達の機会を逸失することがないよう、総務省と関係業界が協調して型式制度化などを適時・適切に円滑に実施**することにより、同分野の発展に資することを期待。
- なお、「**電波環境分野の在り方検討作業班**」においては、同分野の国内・海外の動向を踏まえながら、総務省とともに、**今回取り上げた優先課題以外の課題についても、引き続き、政策的な課題を把握・検討**していくことが望ましい。